

回 覧

歩行者用道路の規制時間変更

令和5年5月に、裾野市東地区区長会長及び東中学校、東小学校、向田小学校の校長の連名による、歩行者用道路2区間の規制時間変更の要望がありました。

同年の8月検討の結果、規制時間変更の了承を受け年明けから、標識等の準備工事を開始し、1月29日から変更後の規制時間での運用を開始しました。



上の図面で、青い線の道路が、従来から歩行者用道路になっています。
規制については、

変更後は、土曜・日曜・休日を除く、7時30分から8時30分まで

に変わります。

許可証を持たずに、規制時間内に通行すると

通行禁止場所通行違反

となってしまう。

青い線の道路に面した住民の皆様には、同場所の通行許可申請ができます。

申請の詳細については、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

裾野警察署 交通課 規制係 電話 055-995-0110